

「学生アルバイト」などに係る茨城労働局管内での相談事例

茨城労働局雇用環境・均等室

事例 1 【労働条件引き下げ】

コンビニでアルバイトとして勤務。支給された給与の時給が前の月と比較して減額されていた。時給額を説明もなく下げようとする店では勤務を続けることはできないと思い、店長に退職の意思を申し出たところ、「辞めるのであれば有給はあげられない」と言われた。

◆対応◆労働条件として決定された賃金を何の説明もなく勝手に減額することは労働基準法で禁止されていることを説明。まずは自身で会社に前月との差額分給与の支払いを請求し、支払いに応じられない時は労働基準監督署にて対応できる旨説明した。また、年次有給休暇は労働日に使用するものであり、退職すると労働日がなくなり使用できなくなるので、退職する前に申請・使用するよう説明した。その後、相談者から連絡があり、給与が支払われたとの連絡があった。

事例 2 【賃金】

飲食店でアルバイトとして勤務している。先日、オーダーミスをしてしまい店に迷惑をかけてしまったが、今月の給与で店が客に返還した金額分が給与から差し引かれていた。

◆対応◆オーダーミスによりお店が被害を被った場合、損害を求められることはあるが、その損害額を給与から勝手に控除することは労働基準法により禁止されている旨説明した。会社に前月との差額分給与の支払いを請求し、支払いに応じられない時は労働基準監督署にて対応できる旨説明した。

事例 3 【労働条件】

家庭教師としてアルバイト勤務しているが、就業規則には授業のキャンセルをした場合は、指導の振替と無料指導の義務付けの記載があった。

◆対応◆無料指導については賃金不払になることについて説明し、労働基準法の水準を満たしていない就業規則はその部分について無効となる旨説明。無料指導を強要された場合は、再度相談するよう説明した。

事例 4 【勤務シフト】 第三者からの情報提供

息子がアルバイトとして勤務。授業等の都合で休む場合、「代わりの者を探さないと休ませない。」と言われている。

◆対応◆労働者の責務は労務の提供であり、代わりの者を探して人員を配置することは会社の行うべきことである旨説明。また、具体的なアドバイスについては、詳細を把握する必要があることから、本人より直接相談するよう説明した。

事例 5 【時間外労働】

居酒屋でのアルバイトを来週から行うことになった。勤務時間は 16～25 時の 1 時間休憩で、16～22 時の時給は 850 円、22～25 時の時給は 1,100 円と面接の時に聞いた。

友人から深夜割増は時給額の 25% 上乘せされると聞いたが、1,100 円に別途 25% の金額をもらうことができるのか知りたい。

◆対応◆22 時～5 時までの勤務した場合は割増賃金を支給する必要があるが、1 時間当たりの賃金×1.25 であることを説明。850 円×1.25=1,062.5 円なので、22～25 時の時給に深夜の割増賃金が含まれているとも考えられる。まずは事業場に時給の考え方について確認してみてもどうかアドバイスをを行った。